

山口県報

平成20年
4月1日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

救急診療所でなくなった医療機関 (医務保険課) 三

救急病院の認定 (医務保険課) 三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 三

森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表 (森林整備課) 三

保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) 四

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間 (水産振興課) 五

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件) (建築指導課) 六

歳入の収納の事務の委託の解除 (会計課) 八

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 八

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催 (自然保護課) 八

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定 (障害者支援課) 九

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 九

一般競争入札の実施 (建築指導課) 一

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 一四

山口県告示第百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基



づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社
住 所 宇部市大字小串三六六番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 西日本医療サービス株式会社
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 (kg/時)力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日
六七 (八基)	一〇〇	平成二〇、 五、一	平成二〇、 五、三〇	平成二〇、 六、一
六七 (二基)	五〇	"	"	"
六七	一、二〇〇	"	"	"
"	九〇〇	"	"	"
"	二〇〇	"	"	"
"	一八三	"	"	"

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗たく業の用に供する洗浄施設をいう。

排水処理施設	種 類	種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類			
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
処理後	七・五	処理前	九・三	水素イオン濃度 (水素指数)	九・三	化学的酸素要求量 (mg/l)	二〇〇	浮遊物質 (mg/l)	八〇	動植物油類 (mg/l)	三〇	窒素 (mg/l)	三〇	リン (mg/l)	五	汚水等の一日当たりの量(m³)	四二・九	最大	四七七・三				
七・五	八・六	九・三	九・三	二〇〇	八〇	三〇	三〇	五	一〇	〇・五	一												

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力	処理の方式	使用時間	使用時間	概 要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
鉄筋コンクリート	七〇〇	七〇〇	(m³/日)	凝集沈殿・活性炭・ろ過・酸化・活性	連続	二四時間	変動なし	平成二〇、二二	平成二〇、二五	平成二〇、二一

(二) 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 等		汚 染 状 態		汚 水 等		汚 水 等		汚 水 等		汚 水 等		汚 水 等		汚 水 等		汚 水 等		汚 水 等		
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量(m³)															
六七	九・三	二〇〇	八〇	三〇	五	二四・七	二四	五〇・四	六七・二	一一	二二	二四	二七	五〇・四	六七・二	一一	二二	二四	二七	五〇・四	六七・二
(二基)六七	九・三	二〇〇	八〇	三〇	五	二四・七	二四	五〇・四	六七・二	一一	二二	二四	二七	五〇・四	六七・二	一一	二二	二四	二七	五〇・四	六七・二
(八基)六七	九・三	二〇〇	八〇	三〇	五	二四・七	二四	五〇・四	六七・二	一一	二二	二四	二七	五〇・四	六七・二	一一	二二	二四	二七	五〇・四	六七・二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 5 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七・五	通 常	五〇	四〇	五
"	八・六	最 大	六〇	五〇	七
		通 常	一〇	三	三〇〇
		最 大	一五	五	三三〇
		通 常	三〇	二〇	
		最 大	三〇	三〇	
		通 常	六	八	
		最 大	〇・五	一	

山口県告示第百六十一号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する診療所でなくなった。

平成二十年四月一日

名 称 原田外科医院
所 在 地 山陽小野田市大字津布田二五〇六の一

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年四月一日

土地改良区の名称 周南市八代南土地改良区

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百六十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年四月一日

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部山口県済生 会下関総合病院	下関市安岡町八丁目五番一号	平成二三、三、三一
独立行政法人労働者健 康福祉機構山口労災病 院	山陽小野田市大字小野田一三一五の四	" " 二一
山陽小野田市立小野田 市民病院	大字東高泊一八六三の	" "
小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇	" "

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百六十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、法第三条第一項第四号の命令を行うので、法第五条第四項において準用する法第三条第五項の規定により命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十年四月一日

- 一 区域及び期間
- (一) 区域
山口市、萩市及び長門市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに山口市徳地総合支所、萩市農林部林政課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。）
- (二) 期間

山口県知事 二井 関成

平成二十年六月三日から同年七月四日まで

- 二 森林病虫害等の種類
- 松くい虫

- 三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して薬剤による防除を実施すること。

- 四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

- 五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

- 一 区域及び期間

- (一) 区域

下関市、光市及び長門市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに下関市農林水産部農林整備課、光市経済部水産林業課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。

- (二) 期間

平成二十年六月三日から同年七月四日まで

- 二 森林病虫害等の種類
- 松くい虫

- 三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

- 四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

- 五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があつた。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地三谷字九鬼日平一二五三の四、一二五八の一、字九鬼一二五九の一

- 二 指定の目的

水源のかん養
三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地船路字宮河内山山九七一の五〇から九七一の五二まで、九七一の五六から九七一の六一まで、九七一の八一、九七一の八三から九七一の八五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関成

一 免許の内容たるべき事項

- (一) 公示番号 内区第一号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第二種区画漁業
 - 2 漁業の名称 にじまず養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置

山口市徳地野谷佐波川ダム貯水池
- (四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

た区域
点の位置

基点A 山口市徳地野谷佐波川ダム堰堤右岸基部

B " " 佐波川ダム堰堤左岸基部

C " " 佐波川ダム貯水池と滑川との交流点の佐波川右岸に設

置した標柱

D " " 佐波川ダム貯水池と滑川との交流点の佐波川左岸に設

置した標識

(五) 地元地区

山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。）

(一) 公示番号 内区第一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 うなぎ、わかさぎ養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字小野小野湖

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域

- (五) 点の位置
- 基点A 宇部市大字木田厚東川ダム堰堤右岸基部
 - B " 大字小野厚東川ダム堰堤左岸基部
 - C " 大字東吉部長小野堰堤右岸基部
 - D " 大字小野長小野堰堤左岸基部
 - E " 字中牧ヶ原堰堤右岸基部
 - F " 字あせりヶ谷堰堤左岸基部
- (五) 地元地区
- 宇部市

- (一) 公示番号 内区第三号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 漁業の名称 ふな、わかさぎ養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
- 下関市豊田町大字地吉豊田湖
- (四) 漁場の区域
- 次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 下関市豊田町大字大河内木屋川ダム堰堤右岸基部
 - B " 木屋川ダム堰堤左岸基部
 - C " 豊田町大字地吉字向原木屋川右岸におけるDの対岸に設置した標柱
 - D 木屋川左岸における長門市と下関市との境界点
 - E 下関市豊田町大字今出字石原田一五八七白根川右岸に設置した標柱
 - F " 字古屋敷一六〇四白根川左岸に設置した標柱
- (五) 地元地区
- 下関市(平成十七年二月十二日における豊浦郡豊田町の区域に限る。)
- 二 免許予定年月日
- 平成二十年十一月一日
- 三 漁業権存続期間

- 平成二十年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- 四 免許申請期間
- 平成二十年五月一日から同月三十一日まで
- 五 漁場図閲覧場所
- 山口県農林水産部水産振興課
- 山口県下関水産振興局及び山口県防府水産事務所
- 山口県内水面漁場管理委員会事務局

山口県告示第百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場新築工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	地上四階建	二〇、五八四平方メートル

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 2 出資比率が二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年三月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が千六百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第百五十六号)四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三三〇)にすること。

山口県告示第百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めらる。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関 成

一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備工事

(一) 工事場所 山口市吉敷地内

(二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	電灯動力設備工事一式 受変電設備工事一式 太陽光発電設備工事一式 監視カメラ設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)(とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第百六十三号、以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。)(を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年三月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の電気工事の数値が千六百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し

(一三九) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、
 自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。
 平成二十年四月一日

医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町二丁目四番一	更生医療	平成一九、三、一
医療法人社団浅山眼科	常盤町一丁目一番四号	育成医療及び更生医療	"
医療法人仁心会仁心会病院	寿町三丁目二番二六号	"	"
岩国市医療センター医師会病院	岩国市室の木町三丁目六番二二号	"	"
岩国市立錦中央病院	錦町広瀬一〇七二の一	"	"
光市立光総合病院	光市虹ヶ浜二丁目一〇番一	"	"
医療法人陽光会光中央病院	島田二丁目二番一六号	"	"
志熊眼科	柳井市中央三丁目一三番一〇号	"	"
医療法人社団優志会みやわき矯正歯科クリニック	宇部市大字小串三九六の一	"	"
医療法人社団優志会みやわき矯正歯科クリニック	山口市小郡上郷一七四五の一	"	"
佐波歯科医院	周南市清水二丁目三番四号	"	"
うえまち薬局	宇部市上町二丁目五番二五号	"	"
上宇部あおば薬局	海南町二番二二号	"	"
くすのき薬局	大字船木六八二の一	"	"

有限会社寿薬局	号	寿町二丁目二番四	"
サコタ薬局	号	松島町一二番三	"
そうごう薬局宇部店	一	大字小串八二五の	"
中央東薬局	番	松山町三丁目一	"
西田薬局	〇	大字東岐波一一〇	"
のはら薬局	号	野原一丁目五番一	"
山本薬局	二	居能町三丁目一番	"
阿知須薬局	一〇	山口市阿知須四二四七の	"
シゲタ薬局	"	金古曾町三の一	"
三好薬局	四	小郡下郷八四四の	"
ヤマネ薬局小郡店	の	一五六〇	"
あおぞら薬局	"	萩市大字塩屋町八	"
クボイ薬局サンリブ店	"	大字唐樋町二の四	"
ささむら薬局	"	大字東田町一八の四	"
だるまや薬局	"	一四	"
有限会社柏木薬局	"	九六	"
薬局エンゼル	"	大字須佐四九八〇	"
フタミ薬局	一	防府市大字大崎四六〇の	"
宮田薬局	の	大字新田一五三二	"
下松中央調剤薬局	一	下松市大手町二丁目八番	"
はなおか薬局	八	大字末武上一二三	"
北斗調剤薬局	"	北斗町九番二三号	"
星薬局	"	大手町一丁目四番	"
いちご薬局	七	岩国市南岩国町二丁目七	"

訪問看護ステーションみね 美祢市大嶺町東分三三の一
 周防大島町訪問看護ステーションな 大島郡周防大島町大字西三九二〇の一七
 安下庄三九二〇の一七

(一四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十年四月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 メディコ21山吉敷店

所在地 山口市吉敷中東二丁目三〇五三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社メディコ・二十 住所 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 代表者の氏名 平田 良矢

株式会社メディコ・二十 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 平田 良矢

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代 表者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に設置する者の代表者の氏名	株式会社メディコ・二十一	土居 浩治	平田 良矢	

四 届出年月日

平成二十年三月十九日

五 変更年月日

平成二十年三月一日

(二四二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

維新百年記念公園陸上競技場新築工事

(二) 工事場所

山口市吉敷地内

(三) 工事の概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建	造	延べ面積
		二〇、五八四平方メートル

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十七日

簡月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一の(一)に基づく)の評価の対象となるべきものを除く。をを受け付けるV E方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部建築指導課

(二) 日時

平成二十年四月一日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第百六十八号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 政令第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。
 - 3 平成二十年四月一日から同年五月十九日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 平成十年四月一日から平成二十年四月一日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、延べ床面積が一万平方メートル以上のスポーツ施設の建築工事を施工した実績を有していること。
 - 2 建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)を本工事の工事現場に専任で配置できること。
 - (四) 共同企業体の代表者以外の者が建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)を本工事の工事現場に専任で配置できること。
- 四 設計図書の縦覧及び配布
 - (一) 縦覧の場所及び日時
 - 1 場所
山口県土木建築部建築指導課
 - 2 日時
平成二十年四月一日から同年五月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (二) 配布の場所及び日時
 - 1 場所
山口県土木建築部建築指導課
 - 2 日時

- 平成二十年四月二十三日から同年五月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- 3 対象者
 - 十三の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- 五 契約条項を示す場所
山口県土木建築部建築指導課
- 六 入札の方法
この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札書に提案書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県土木建築部建築指導課
 - (三) 受領期限
平成二十年五月十六日午後四時三十分(入札書を持参する場合は、平成二十年五月十九日午前十時)
- 八 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室
 - (二) 日時
平成二十年五月十九日午前十時
- 九 入札保証金
免除する。
- 十 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の評価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者となし。

- 1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合
- 2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百五を乗じて得た値に満たない場合
- 3 入札金額によっては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十三 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成二十年四月十五日午後四時三十分までに山口県土木建築部建築指導課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年四月二十二日までに発送する。

- 1 同種の工事の施工実績について記載した書類
- 2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

4 総合評定値通知書の写し

5 特定建設業の許可通知書の写し

6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)をすることが出来る。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三三三三三〇)に問い合わせること。

十四 Summary

(1) Division in charge of the contract: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-nachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction: Construction work of the new Ishin-Hyakunen-Kinen-Koen Stadium

(3) Outline of construction: Reinforced concrete structure, part of which has a steel framework, four stories high

(4) Place of construction: Yoshiki, Yamaguchi City

平成二十年四月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市伊陸字石ヶ坪及びび字オケ原
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市新宿通五丁目六番二八号
有限会社中国土地

- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice : Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City
- (6) Time-limit for tender : 4 : 30 P. M. May 16, 2008 (In case of bringing a tender : 10 : 00 A. M. May 19, 2008)

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
技術的能力等の条件	施工上配慮すべき事項	2点	3
	同種の工事の施工実績の有無	2点	
	ISO9001の認証の取得の状況	1点	
	ISO14001の認証又はエコアクトシヨンプ21の認証の取得の状況	1点	
労働安全衛生システムの実施の状況	共同企業体の構成員のいずれもが国際標準化機構が定めるISO14001の認証又は環境省が定めるエコアクトシヨンプ21の認証を取得していること。	1点	0.8
	共同企業体の構成員のいずれもが厚生労働大臣が定める労働安全衛生マネジメントシステムを実施していること。	1点	
	共同企業体の構成員のいずれもが一級建築士若しくは一級建築師管理技術者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	1点	
監理技術者の有無	監理技術者が平成15年4月1日から平成20年4月1日までの間に同種の工事に従事した経験を有していること。	2点	4/3

（一四）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年四月一日 火曜日

山口県報（定期）

第1943号

平成二十年四月一日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）